

高山市水道水源保全に関する協定書

高山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、高山市が定める水源地域内（高山市町地内）において、乙が行う取水行為又は排水行為（以下「行為」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 地表水及び地下水は、ともに一体となって循環する市民共有の貴重な財産である。この水源を、甲乙相互の信頼と理解のもとに守り、育み、活かすと同時に将来に引き継ぐため、協働して保全を図らなければならないことを確認し実行するため協定を締結する。

（遵守事項）

第2条 乙は、行為の実施に当り、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであることを理解し、次に掲げる事項を遵守する。

- 既に届出した内容を変更しようとする時は、事業着手の60日前までに届出を行う。
- 高山市水道水源保全条例第10条及び第11条に規定する報告を行う。
- 水源への影響が懸念されるような取水行為又は排水行為は行わない。
- 地下水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、排水に係る環境基準の達成に努める。（1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>未満の施設においても環境基準の達成に努める。）
- 地表水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、水質汚濁防止法の排水基準を遵守する。（1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>未満の施設においても生活環境項目の排水基準を遵守する。）

（報告）

第3条 乙は、取水行為に伴う毎月の取水量、井戸を利用して地下水を取水する場合は毎月の地下水の平衡水位、排水行為に伴う毎月の排水量、排出水の年1回の汚染状況について年1回報告する。

（立入調査等）

第4条 甲は、乙より提出された届出・報告内容等について、必要に応じて立入調査又は指導若しくは助言を行うこととし、乙はこれに協力する。

（個別協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項はその都度、甲、乙協議の上決定する。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から乙の行なう事業終了の日までとする。以上、協定の成立を証明するため、本通2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 高山市  
高山市長

印

乙 住所  
氏名

